

## 令和2年石巻市議会第3回定例会提出議案について

### <市長コメント>

第3回定例会提出議案の主な内容について御説明いたします。

初めに、令和元年度決算についてであります。認定第1号「令和元年度一般会計・各種特別会計」の決算について、御説明いたします。

令和元年度は、復興期間終了後の厳しい財政状況を見据え、経常的経費の抑制を図る一方で、震災復興基本計画に基づく事業を最優先に、可能な限りの財源と人材を復興事業に重点的に配分した結果、ささえあいセンターや半島沿岸部の拠点施設の完成など、市内全域の復興事業が着実に進展し、10年間の総仕上げに大きく近づいてきたところであります。

今後も引き続き、健全で持続可能な財政運営を図りながら、復興事業の完了に向け職員一丸となって邁進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策と併せ地域経済の回復に努めてまいります。

次に、認定第2号「病院事業会計」の決算について、御説明いたします。

石巻市立病院にあっては、整形外科や耳鼻咽喉科の診療日数

を増やしたほか地域包括ケア病床の増床など、診療機能の充実に努めた結果、病床利用率や1日平均外来患者数において、前年度実績を上回りました。

しかし、医業収支は前年度と比較し若干改善されたものの、厳しい状況となっております。

一方、牡鹿病院にあっては、牡鹿地区の人口減少などから外来患者数が減少したものの、入院患者数は増加しており、地域に根ざした地域医療の拠点として、地域住民の安心に貢献してきたところでございます。

今後も、石巻市立病院及び牡鹿病院ともに、安全で質の高い医療を提供し、地域に貢献する公立病院としての責務を果たしてまいります。

次に、条例議案の主な項目についてであります。「石巻市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例」について、御説明いたします。

本条例は、石巻市中小企業災害等資金利子補給金等の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に必要な資金を積み立てるため、本条例を制定するものです。

次に「石巻市コミュニティセンター条例の一部を改正する条

例」について、御説明いたします。

東日本大震災の津波等により壊滅的な被害を受けた大川地区のコミュニティ活動の再生及び活性化を図るため整備を進めている「石巻市大川コミュニティセンター」が、令和3年4月に供用を開始する予定となったことから、本条例の一部を改正するものです。

次に「石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

東日本大震災により被災された生徒の石巻市立桜坂高等学校の入学者選抜手数料及び入学金について、令和2年度入学者まで免除しておりますが、引き続き被災した生徒の就学の機会を確保するため、令和2年度中に実施される入学者選抜手数料について免除することができるよう、本条例の一部を改正するものです。

その他、条例議案といたしましては、「石巻市渡波地区健康づくりパーク条例」、「石巻市手数料条例の一部を改正する条例」など計5件でございます。

次に、9月補正予算の主な項目につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付対象事業として実施する、学校や保育所等の手洗い場の自動水栓化工事、桜坂高等学校への空調設備整備など、感染症拡大防止に要する経費や、本年4月28日以降に出生した新生児を対象とした臨時特別定額給付金のほか、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を受けたことに伴う各種事業費、震災後の応急復旧工事などで排水不良が生じていた道路排水施設の改良に要する経費などについて、所要額を措置したものでございます。

その他、条例外議案としまして、「財産の取得について」、「工事請負の契約締結について」、「訴えの提起について」、など計23件でございます。

以上が、第3回定例会に提案いたします主な内容であります。